

中心市街地地区自転車等整理等業務仕様書

1 履行期間

令和8年4月 1日から
令和9年3月31日まで

2 業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（業務時間は7時間45分とする）

3 業務区域

別紙位置図のとおり。

4 配置人員

3名

5 業務日数

業務日数は、239日とする。（別紙『大分市 札貼付業務等計画（令和8年度）』参照）

6 用語

この仕様書において、用語の意義は以下のとおりとする。

自転車等・・・自転車及び道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車
小型自動二輪車・・・道路交通法施行規則第2条の表に規定する普通自動二輪車で総排気量が0.125リットル以下のもの及び定格出力が1キロワット以下のもの
自動二輪車・・・道路交通法施行規則第2条の表に規定する普通自動二輪車で総排気量が0.125リットルを超えるもの及び定格出力が1キロワットを超えるもの並びに道路交通法施行規則第2条の表に規定する大型自動二輪車
公共の場所・・・道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所
放置・・・自転車等が駐輪場以外の公共の場所に置かれ、利用および所有者が離れて直ちに移動させることができない状態

7 業務内容

【放置禁止区域内での業務】

(1) 駐輪ルールマナーの啓発、駐輪場への誘導

業務区域内を巡回し、自転車等の利用者に対する啓発、駐輪場への誘導を行う。

(2) 警告札、禁止札の貼付

放置された自転車等に警告札または禁止札を貼付する。また、点字ブロック上や乱雑に停められた自転車等を整理する。なお、警告札貼付時には写真撮影を行い、警告札に貼付日時及び場所を正確に記入する。

(3) 放置自転車等の撤去・移送

警告札貼付3時間経過後、警告札が付いている自転車等は、具体的な放置場所を大分市に連絡し、自転車等の撤去を依頼する。ただし、大分市の用務車が乗り入れできない場所にある場合は、大分市が指定する場所に自転車等を移送すること。その際は受託者が自転車等の移送前の写真撮影、移送後の写真撮影、撤去お知らせ札の貼付を行うこと。

撤去お知らせ札の回収。(撤去お知らせ札を貼付して2日間経過したもの)

(4) その他

受託者が自転車等を撤去した際の写真データを大分市に提出すること。

【駐輪場内での業務】(※印は祝祭の広場駐輪場に限る)

(1) 駐輪ルール・マナーの啓発、駐輪場への誘導

自転車等の利用者等に対し、駐輪場への誘導を行う。

また、業務区域内の駐輪場の空き状況を把握するなか、道路上、駐輪場内の通路、無理な押し込み等、適正な場所以外に駐輪しようとする利用者へ適正な駐輪場所を案内するとともに、整然と(駐輪ラックがある場合はラック内に)駐輪するよう啓発を行う。

(2) 自転車等整理業務

乱雑に停められている自転車等を整理する。

(3) 注意札貼付(随時)

駐輪場内の指定の場所以外に置かれた車両に注意札を貼付する。

(4) 利用調査札、警告札の貼付(月1回)

①大分市の札貼付業務等計画に基づき、利用調査札、警告札を貼付する。なお、警告札貼付時には、貼付日及び駐輪場名を正確に記入すること。

②利用調査札については、7月・11月・3月は全ての自転車等及び小型自動二輪車に貼付する。

(5) 自動二輪車駐輪場の施錠確認※

自動二輪車駐輪場に置かれ、駐輪機に接続されていないバイクについて駐輪機のチェーンにつなぎ、ロックを行う。

また、駐輪機に自動二輪車が駐車されておらず駐輪機のチェーンがロックされている場合は、大分市に速やかに報告し、チェーンの解錠処理を行う。

【その他の業務】

(1) 台数調査

大分市の札貼付業務等計画に基づき台数調査を行い、別紙様式により報告するものとする。

(2) ごみ拾い等

業務区域内の駐輪場や公共の場所におけるごみ拾い等簡易な清掃を行う。(ごみ等については受託者による処分とする)

8 服装

衣服を統一（大分市が貸与したベスト、帽子の着用）し、誘導整理員であることを明示する。

9 注意事項

- (1) 自転車等を慎重に取り扱うこと。
- (2) 自転車等の使用者及び関係機関との良好な関係を維持すること。
- (3) 通行者に迷惑のかからないように十分注意をすること。
- (4) 誘導整理員としての適切な判断と自覚を持って行動すること。

10 その他

- (1) 支払いは、年12回の分割払いとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。
- (3) 契約締結後、業務責任者通知書、業務計画書を提出すること。
- (4) (3) 以外で業務遂行にあたり、大分市が求める必要書類を別途提出すること。
- (5) 毎月の10日までに前月分の業務報告書（別紙様式の日報及び月報、業務状況写真）を提出すること。
- (6) 業務時間の変更においては、事前に大分市と協議すること。
- (7) 本業務の実施については、大分市自転車駐車場条例、大分市自転車等の放置の防止等に関する条例及びこれらに関する施行規則等を遵守し、適正な遂行に努めるものとする。
- (8) 各種札の貼付については、大分市からの指示により行うこと。
- (9) 小型自動二輪車ならびに自動二輪車が長期間駐車されている場合は、大分市へ報告すること。
- (10) 大分市が貸与した携帯電話で担当者と連絡をすること。
- (11) 大分市が貸与した携帯電話の業務目的以外で使用しないこと。
- (12) その他不明な点が生じた場合は、その都度、大分市と協議を行うこと。

令和 年 月 日

大分市長 殿

住 所

氏 名

中心市街地地区自転車等整理等業務報告書

令和 年 月分中心市街地地区自転車等整理等業務の実施結果を報告します。

中心市街地地区

月分自転車等整理等業務委託日報

日	曜日	天気	業務実施時間	整理員	業 務 内 容 (時間:場所)								注意札、禁止札貼付 (枚)	警告札貼付 (枚)	撤去台数 (台)	
			午前													
			午後													
			午前													
			午後													
			午前													
			午後													
			午前													
			午後													
			午前													
			午後													
			午前													
			午後													
			午前													
			午後													

・ 利用調査札貼付(日)

若草公園駐輪場(:)					竹町西駐輪場(:)					祝祭の広場駐輪場(:)				
自転車	原付	電動キック	その他	計	自転車	原付	電動キック	その他	計	自転車	原付	電動キック	その他	計

府内アクアパーク駐輪場(:)					大手公園駐輪場(:)					金池町駐輪場(:)				
自転車	原付	電動キック	その他	計	自転車	原付	電動キック	その他	計	自転車	原付	電動キック	その他	計

大分駅前東バイク置き場(:)					府内町1丁目駐輪場(:)				
自転車	原付	電動キック	その他	計	自転車	原付	電動キック	その他	計

・警告札貼付()日)

若草公園駐輪場(:)					竹町西駐輪場(:)					祝祭の広場駐輪場(:)				
自転車	原付	電動キック	その他	計	自転車	原付	電動キック	その他	計	自転車	原付	電動キック	その他	計

府内アクアパーク駐輪場(:)					大手公園駐輪場(:)					金池町駐輪場(:)				
自転車	原付	電動キック	その他	計	自転車	原付	電動キック	その他	計	自転車	原付	電動キック	その他	計

大分駅前東バイク置き場(:)					府内町1丁目駐輪場(:)				
自転車	原付	電動キック	その他	計	自転車	原付	電動キック	その他	計

大分市 札貼付業務等計画(令和8年度)

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

(21 日)

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

(18 日)

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

(22 日)

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

(22 日)

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

(18 日)

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

(19 日)

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

(21 日)

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

(19 日)

12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

(20 日)

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

(19 日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

(18 日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

(22 日)

計 239 日

令和8年4月1日～令和9年3月31日のうち土曜、日曜、祝祭日を除く毎日。
 ただし、8/13、8/14、8/15、12/29、12/30、12/31、1/1、1/2、1/3を除く。
 ()内は、その月の業務日数。

- : 台数調査 年12回 (自転車等整理業務受託者対応)
- : 利用調査札貼付 年12回 (自転車等整理業務受託者対応)
- : 警告札貼付 年12回 (自転車等整理業務受託者対応)
- : 放置自転車等撤去 年12回

